

## 第45回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日 時 : 平成29年11月24日(金) 14時00分~16時00分

◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第二委員会室

◆ 出席者 : 《審議会委員》(12名/16名)

伊藤 勝衛 宮城管内町内会長連絡会事務局長  
岩松 廣行 作並温泉旅館組合組合長  
内田 美穂 東北工業大学工学部准教授  
及川 真一郎 (公社)仙台青年会議所専務理事  
近藤 初音 (公財)日本野鳥の会宮城県支部  
櫻井 雅之 宮城県土木部長(代理:河川課長補佐 吉岡弘)  
高村 裕平 国土交通省東北地方整備局河川部長(代理:河川環境課長 平山孝信)  
寺島 多恵子 (一社)宮城県建築士会仙台支部副支部長  
嶺岸 健二 広瀬名取川漁業協同組合理事  
◎宮城 豊彦 東北学院大学教養学部教授  
○山田 一裕 東北工業大学工学部教授  
横田 由樹 仙台弁護士会  
(◎:会長 ○:副会長)

### 《事務局》

村上 貞則 建設局長  
佐野 直樹 建設局次長  
岡本 一郎 建設局百年の杜推進部長  
高橋 英樹 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課長  
岡田 真之 建設局百年の杜推進部公園課長  
甲野藤 弘憲 建設局下水道事業部下水道調整課長  
相田 英輝 環境局環境部環境対策課長  
菅野 明彦 建設局百年の杜推進部河川課長  
杉井 智一 建設局百年の杜推進部河川課広瀬川創生室長

◆ 欠席者 : 有働恵子委員、齋藤哲委員、瀬川久美委員、西澤啓文委員(4名)

◆ 司 会 : 河川課長

### <次 第>

- 1 開 会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 広瀬川の清流を守る条例について
- 4 議 事 (報告事項)
  - (1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定について
  - (2) 青葉の森緑地災害復旧工事について
  - (3) その他
- 5 その他の事項
- 6 閉 会

	<b>(1 開会)</b> 河川課長  建設局長  河川課長  河川課長
	ただ今から「第45回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。 《配布資料の確認》  《建設局長挨拶》  《委員及び仙台市職員の紹介》 有働委員、斎藤委員、瀬川委員、西澤委員は本日所用により欠席という連絡を受けている。 出席委員が全委員の過半数に達しているので、本日の会議は成立している。
	<b>(2 会長及び副会長の選出)</b> 河川課長  内田委員  河川課長  内田委員  宮城会長  河川課長  宮城会長 山田副会長
河川課長	会長及び副会長は条例施行規則第3条に基づき、委員の中から互選により決めることとなっている。会長について推薦等はあるか。
内田委員	前任期中に会長を務めた宮城委員にお願いしたい。  －異議なしの声－ －宮城委員了承－
河川課長	副会長についてご推薦等はあるか。
内田委員	会長になられる宮城委員に一任したい。  －異議なしの声－
宮城会長	副会長は引き続き山田委員にお願いしたい。  －異議なしの声－ －山田委員了承－
河川課長	全会一致ということなので、会長は宮城委員に、副会長は山田委員にお願いしたいと思う。それでは、宮城会長、山田副会長より挨拶をお願いする。
宮城会長 山田副会長	(会長挨拶) (副会長挨拶)

	<b>(3 広瀬川の清流を守る条例について)</b>
河川課長	委嘱後初めての審議会なので、「広瀬川の清流を守る条例」の概要について説明する。
広瀬川創生室長	<p><b>事務局説明</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広瀬川について</li> <li>2. 広瀬川の清流を守る条例</li> <li>3. 広瀬川清流保全審議会</li> <li>4. 保全区域内の行為制限</li> <li>5. 許可の基準（例）</li> <li>6. 公共団体による行為</li> </ol>
河川課長	ただいまの説明に対し、委員から何か質問等はあるか。
	－質問等なし－
河川課長	これ以降の進行は条例施行規則第5条第1項の規定にもとづき、宮城会長にお願いする。
宮城会長	議事の前に確認する。まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。
	<b>委員了承</b>
	次に今回の議事録の署名についてだが、アイウエオ順で委員の方1名に代表してお願いしている。これまで伊藤委員、内田委員、有働委員、近藤委員にお願いしており、今回は岩松委員にお願いしたいが、よろしいか。
	<b>岩松委員 了承</b>
	<b>(4 議事（報告事項))</b>
	<b>(議事(1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定について)</b>
宮城会長	続いて議事に入る。「(1) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の改定について」事務局から説明をお願いする。
広瀬川創生室長	<p><b>事務局説明</b></p> <p>(資料1にもとづき、河川課から説明)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. これまでの経緯</li> </ol>

	<p>2. 許可基準の改定案に関するパブリックコメント結果      3. その他の改定事項      4. 今後のスケジュール</p>
宮城会長	<p><b>質疑</b></p> <p>この改定の経緯として、二点説明する。</p> <p>一つ目は、現行ルールでは空き地を確保することとしており、このルールには将来緑が増えるようにという思いが込められていたわけだが、結果としては、景観形成に至るような緑化に結びつけることには限界が生じていた。</p> <p>二つ目は、大都市の中を流れる川であるため、様々な事例が生じることとなり、これに対する特例を求める声があがっていたが、十分な対応をしきれないでいた。</p> <p>これら二つの背景がある中で、緑化を促すためには、緑化した面積等の評価についても工夫を凝らす必要があるという事で、非常に時間をかけながら改定案が作成された。</p> <p>前市長に答申書を渡した際には、緑化という明確な目標のもとに改定案が作られているとの話があり、改定へ前向きに取り組んでもらった。</p>
横田委員	規則の改正条文は配布されているのか。
河川課長	<p>市長の決裁を経て12月に規則を改正し、公布する。</p> <p>今回、条文については出していないが、説明した内容を明文化するものである。現行の条例、施行規則、実施要領をお渡ししているが、この施行規則の条文を基に改定する。</p>
横田委員	成文化したものは改定と同時に公表されるのか。
河川課長	<p>規則、要領については、ホームページ等でお示しすることとなる。</p> <p>改正後、半年の周知期間を経て、7月から施行する。</p>
横田委員	成文化したものが審議会に出てくることは無いのか。
河川課長	<p>審議会へは許可基準をどのように定めるかという事を諮っている。</p> <p>通例として、条文自体は市の方で成文化している。</p>
局長	許可基準の改定については、会長からお話をあったとおり、これまで専門部会での検討などを経ながら時間をかけて審議いただいた。今回は、基準を変えるにあたっての最終段階としてパブリックコメントを実施したので、そのことについて審議会に報告するものである。

	説明の中で経緯を省略させていただいているところがあり、新委員の方には分かりにくいところがあるかもしれないが、そのような経緯と位置づけである。
宮城会長	規則や要領の条文といった細かいところについて審議するのではなく、これまでの議論を踏まえながら実際にどのように進んでいるのかという事を評価、審議する場という事である。
寺島委員	震災の津波で被災した蒲生地区では、居久根（いぐね）を再生しようとしているものの、葉っぱの処理が大変だという理由で伐採されてしまう例がある。仙台市全体での話になってしまふかもしれないが、将来的には葉っぱなどを堆肥化するような取り組みを検討してはどうか。
岡本部長	蒲生地区自体は環境保全区域からは外れているため、本審議会とは別に、杜の都の環境をつくる審議会において検討をしながら進めている。例えば、保存樹林制度の適用や、地域のNPOと協力しながら新しく植え管理することなどを検討している。
寺島委員	堆肥の利用についてはどうか。
岡本部長	石積の堆肥化センターにおいて、街路樹等の剪定枝や学校給食の残渣を堆肥化して「杜のめぐみ」という肥料を作っており、公共事業等で使用している。
宮城会長	許可基準についても、樹木の取り扱いについてはきめ細かく対応していかなければならぬ。緑化を推進するとしても、その全てを保全すればいいというものではないという事はよく考えていく必要がある。
山田副会長	専門委員会で議論をした時にも、条例の制度として単に緑化を進めるだけではなく、緑を植えていただいた方々がその後責任を持って維持管理をしていくことに対して、行政側が支援していくことが大切だという話をした。 既に緑化に対する助成や相談窓口は設けられているものの、今後、支援のための取組を他にも検討していくと聞いているので、その取組の一つとして堆肥に関することも検討してはどうかと思う。
河川課長	ご意見として承り、検討を進めて参りたい。
岩松委員	環境保全区域内には既に建物が建っているが、改定案に関して、これらの建物を撤去する際などにはどうなるのか。

河川課長	既存の建物については、建替えに伴って撤去した後に新築する場合などに適用されることとなる。
岩松委員	既存建築物を撤去する際は関係しないのか。
河川課長	撤去には関係しない。
横田委員	今回の改定案だと、緑化された土地について補正係数を掛けるということと、第一種、第二種環境保全区域に関して必要保全率を緩和することとなっている。これら、二重に緩和されるものと見えるが、条例の趣旨に反しないものか。専門委員会ではどのような議論がなされたのか。
河川課長	<p>まず、現基準においても保全区域の種別などに応じて建築行為の制限をしていることが根本にある。建ぺい率の上限を定め、敷地において建築できる面積を制限していることから、その残った土地のうちの一定割合を緑化のための土地とするようにして必要保全率を定めている。結果、第一種環境保全区域の近隣商業地域や商業地域、第二種環境保全区域の住居地域等の区域においては現行の30%から下回ることとなるが、区域特性に応じて見直したという意味合いのものである。</p> <p>そのうえで、実際に緑化を進めるためには、木を植えることに対するインセンティブを設けることがいいのではないかということで、緑化を推進する仕組みを導入することとしている。</p>
宮城会長	<p>現状のままでは単に空き地が増えていく流れとなってしまう。環境保全区域の種類などに応じて、より厳しくなる区域と緩和される区域の両方があることや、敷地内の緑化面積が小さくなても大きな木があればその緑化の効果が生じることなどから、全体としてのバランスは取れているものと考えている。</p> <p>緑化の評価については、他の自治体における同様の事例も確認している。[補足：第4回専門委員会資料3-3参照 金沢市斜面緑地保全条例]</p>
	<p><b>(議事(2) 「青葉の森緑地災害復旧工事について」)</b></p> <p>次に、2件目の「青葉の森緑地災害復旧工事について」、事務局から説明をお願いする。</p> <p><b>事務局説明</b></p> <p>(資料2にもとづき、建設局百年の杜推進部公園課から説明)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工場所</li> <li>2. 被災状況</li> </ol>

	<p>3. 復旧断面図 4. 雨水排水工 5. 植生マット工</p>
河川課長	行政が行うものであるため、通知行為となるが、盛土と切土の規模が基準を超えるため、審議会に報告するものである。環境保全区域での行為として、自然への配慮も行っている。
近藤委員	<p><b>質疑</b></p> <p>今、散策路は通れないのか。工事はいつから始まるのか。</p>
建設局公園課	被災後、被災箇所の横の園路は通行止めとしている。法面全体が脆弱な地質であることから、本工事の施工後も当面は通行止めとする。ただし、これまで園路を使ってきた方々などから、園路の復旧を求める声が多く集まるような場合には、代替ルートの整備を検討する。新しい代替ルートを整備すると、既存の植生に影響があるという声が地域団体からあった経緯から、まずは通行止めという形をとっている。
近藤委員	現地はとてもいい場所なので引き続き検討をしてほしい。
及川委員	現状や工事の内容については良く理解できたが、工事の予算などは審議会には示されないのであるか。
宮城会長	<p>今までの工事の報告では、予算に関するることは議論していない。</p> <p>本審議会で予算の評価までしてしまうと、審議会の目的から逸脱してしまうため、自然環境への影響に関するについて議論を行ってきた。</p>
建設局公園課	現在、工事の入札前であるため、価格を示すことはできない。
及川委員	入札が終われば、審議会で報告がされるのか。
河川課長	<p>本審議会は、広瀬川に与える影響を考慮しながら、自然環境の保全に対する適切な措置などを議論いただく場と考えている。</p> <p>工事費用については、工事施工の際にホームページや工事看板などで周知されることとなる。事務局までお尋ねいただければ個別にお伝えする。</p>
伊藤委員	U字溝のサイズが180mmだと、落ち葉などが詰まつてしまいやすくなる。雨水があふれてまた被災してしまうのではないか。大きくしてはどうか。

建設局公園課	青葉の森緑地には管理者が常駐しているので、落ち葉が詰まった際には清掃で対応することを考えている。
伊藤委員	再度の被災が無ければいいのだが、180mmはやはり小さいと感じる。先ほども費用についての話があったが、余分な費用が掛からないよう検討をした方がいいと思う。
宮城会長	植生マット工については新しい取組みだと思うが、現地の表土から種子を取り出すというのは、現地の表土を使用してその中の種子を利用するということか。
建設局公園課	そのとおりである
山田副会長	種子については、この地域の特性や保全の重要性を考えて表土をそのまま使うということも重要だが、外来種が既に存在しているという問題もあるのではないか。あえて郷土種を優先的に使用するということは考えなかったのか。
建設局公園課	そのようなことも考えたが、現地で発生した堆積土砂について、盛土に使用するだけでは処理しきれないことも考慮し、あえて外から持込む必要はないと考えた。
<b>(議事(3) 「その他」)</b>	
宮城会長	他に議事に関することとして何かあるか。
嶺岸委員	本審議会は広瀬川に関する審議会だが、以前の審議会で、名取川も保全の対象としてはどうかという話が出た。広瀬川は名取川の支流であり、漁協も広瀬川と名取川を対象として一体的に動いている。
	名取川の左岸は仙台市、右岸は名取市である。非常に難しい部分もあると思うが、ぜひ名取市の方にも働きかけてはどうか。
河川課長	当審議会の設置を規定している条例は仙台市の条例であり、あくまで仙台市域内の範囲が対象となる。残念ながら名取市が関わる名取川について取り上げることは難しいと考える。
建設局長	条例は議会の承認のもとで仙台市が定めるルールであり、本審議会で取り扱う内容も広瀬川の清流を保全するために定められた条例に基づくものとなる。まずは今決められている枠組みの中で議論をいただくことが第一となると考える。とはいっても、条例で扱う範囲からは外れるものであっても、名取川を含めた環境

	<p>保全といった視点も大変重要であることは認識しており、本日出席している国土交通省や宮城県との会議の中で色々と話をしている。名取川については、仙台市民の方々からも色々とご意見をいただいているため、引き続き、関係者との会議の中で話をていきたい。</p>
岩松委員	<p>広瀬川には我々のような審議会があるが、将来的に、梅田川などの他の河川についても援用できるような改定を検討いただければと、前回の審議会で私の方からお話しした。現実問題として、昔に比べて梅田川が汚れてきている。市民運動として盛り上がっていけばありがたいが、新しい住民も多く、なかなか難しいと思う。</p> <p>この広瀬川条例を援用できるような改正を検討いただければ、仙台市の河川全てが清流となり、景観も良くなると思う。ぜひ検討して欲しい。</p>
嶺岸委員	<p>仙台市の条例であり、名取市が仙台市の条例に加わるというものではないという点は理解している。機を見ながら名取市に「仙台市ではこのように条例を改正し、環境保全に取り組んでいます」ということを伝えることで、名取市としても名取川の清流保全に取り組んでいただけるように盛り上げていきたいという意味を込めた意見である。難しい面もあるが、組合としても仙台市、名取市、国交省などに色々と協力をいただいているので、全体で協力して取り組めればと思っている。</p>
建設局長	<p>仙台市内を流れる河川は広瀬川に限らず清流であってほしいということは、市民全員の共通の願いだと認識している。この審議会で頂いたご意見を踏まえ、河川行政を担う仙台市として、宮城県などの関係者の方々と環境保全に関する話し合いを深めていきたいと考えている。</p> <p>仙台市と名取市に関しては、広域行政協議会という両市に関わる行政上の課題と一緒に検討する会議がある。本審議会でのお話しについても、協議会の事務局に伝えながら、今後の検討事項という形で取り組んでいければと考えている。</p>
宮城会長	<p>広瀬川の清流を守る条例は我々が全国に先駆けて作ったもので、他の追従を許さない所がある。とはいえるこの枠に拘ることがいいのかという点については意見が有ると思う。他への伝え方などをここで審議するべきかどうかなどについては、きちんと整理していければと思う。</p> <p>それでは、本日の議事はこれで終了とし、マイクを事務局にお返しする。</p>
河川課長	<p><b>(5 その他)</b></p> <p>議事以外のことについて、他に何かございますか。</p>

山田副会長	今年の4月に、ニュースなどで、仙台市の下水道において、雨天時の対応のために緊急避難管が設置されていることを皆さんも聞いたことと思う。汚水が広瀬川などの河川に流れこんでしまっているのではないかと心配された方もいると思うため、正確な状況を委員の皆様に把握していただければと思い、市からの情報提供として審議会の場で説明いただけないかと事前に打診していた。
河川課長	お時間を頂戴し、下水道の管路の維持管理を総括している下水道調整課からご説明する。
下水道調整課	<p><b>事務局説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の役割は汚水と雨水を処理すること。最初は合流式（汚水と雨水と一緒に処理する方式）により旧市街地を中心に整備してきた。</li> <li>・緊急避難管は合流区域ではなく、分流式（汚水と雨水を別々に処理する方式）の区域での話。</li> <li>・分流式であっても、大雨が降ると、管渠のひび割れやすれ、宅地からの誤接続により污水管の中に雨水が混じりこんでしまう。污水管は雨水管より径が小さいため、多くの雨水が流入した結果、マンホールで水位が上昇し汚水があふれ出てしまうという状況が過去にあった。</li> <li>・大雨が降っても汚水があふれないように、汚水と雨水が混ざった下水を雨水排水施設に一時的に流すために設置したものが緊急避難管であり、市内に104か所存在する。</li> <li>・この管が、どのくらいの雨量で使われるようになるのか、使われた時にはどんな水質で出していくのか、広瀬川をはじめとした河川に排出される際の河川への影響はどうなのかといった点を把握するための調査を行っている。</li> <li>・污水管への雨水の流入については、これまでも問題視しており、管の修繕や改修といった対応をしてきたが、延長が長く対応が難しかった。調査を進め、緊急避難管の利用状況を踏まえて対応をしていく。</li> <li>・今年は大きな雨が少なく、まとまって調査できたのが10月末の台風21号の時であり、今は結果を取りまとめているところである。</li> </ul>
寺島委員	<p><b>質疑</b></p> <p>市の中心部は合流式だが、浄化センターへ流れる途中で分流式と一緒になることは無いのか。</p>
下水道調整課	主に、七北田川と名取川にはさまれている区域が合流区域となるが、南蒲生浄化センターとの間で合流と分流が交わるところはある。
寺島委員	合流式を分流化するという取組みを市が行っていると聞いたことがあるが。

下水道調整課	<p>あすと長町や駅東の区画整理など、合流区域内でも面的な開発や区画整理がなされた地区は分流式に切り替えて整備している。</p> <p>合流式地区の既存宅地からの排水を分流化するには、同じ規模の管をもう一度整備することとなり、かなりの投資が必要になるので難しい。</p>
櫻井委員代理	河川への影響も調査しているのか。
下水道調整課	直接河川に放流する管は無いが、最終的に河川に至る。複数の緊急避難管からの排水が集まって河川に流入している箇所をピックアップして水質調査などを行っている。
岩松委員	現時点で、調査の過程で、ある程度データの把握をしていないのか。
下水道調整課	どれくらいの雨が降ると緊急避難管が使用されることとなるのかという点を含めて調査しているが、一回の雨だけでの観測ではデータとして評価するには不足すると考えている
岩松委員	大腸菌などの把握はしているのか。
下水道調整課	BOD（※1）、SS（※2）、大腸菌群数を調査している。大腸菌群数については、昼に雨が降る場合と夜中に雨が降る場合とでは大きな差があるのではないかと思っている。一回の数値としては把握しているが、いくつかのデータを基に検証して行きたいと考えており、調査を続けていく。 ※1 BOD：生物化学的酸素要求量 ※2 SS：浮遊物質量 (いずれも水の汚濁状態を表す代表的な指標の一つ)
河川課長	今年は雨が少なかったため、比較できるデータをもう少しとりたいという事である。来年以降も調査がされる中で、市内部でも共有しながら情報提供していきたい。
山田副会長	我々は広瀬川の保全を通じて、市民が広瀬川を利用する機会を増やそうと取り組んでいる。汚水の流入により結果的に水が汚れたとして、市民が広瀬川を利用するためにはどれくらい待てばいいのかという事を市民に伝えて欲しいし、回避するための仕組みも検討して欲しい。
河川課長	頂いた意見を大切にして担当部局と進めていきたい。 他に何かございますか。

近藤委員	青葉山の長沼と五色沼について、水が抜かれているが、いつ水が張られることとなるのか。
建設局公園課	青葉山公園の整備を進めるにあたって、両沼の水質の改善のために浚渫（しゅんせつ）工事を行っている。一時的に水を抜いて、たまつた泥を撤去とともに、護岸の石積みの積み直しなどの補修を行っている。工事は今年度いっぱいで完了し、その後水を張る予定である。
近藤委員	東屋の脇から広瀬川に流れるところまできれいになるのか。
建設局公園課	テニスコートの中を流れている部分については、特に泥がたまっている状況ではない。地元の皆さんが出でていているが、今の生育状況は問題ないという事なので、そのままの状態となる。
河川課長	<p><b>(6. 閉会)</b></p> <p>以上で、第45回仙台市広瀬川清流保全審議会の一切を終了する。</p>

以上

この議事録について、会議の内容に相違ないことを認めます。

平成30年 /月 /日

仙台市広瀬川清流保全審議会署名委員

会長 宮城豊  
委員 岩松廣行